



島根県報

平成20年10月21日（火）

号外 第 125 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

地方自治法の改正により、議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴う規定の整理（第71条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項の表条例によるものの部島根県特別職報酬等審議会の項担任する事務の欄中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。